

令和4年度大型特殊(農耕車限定)免許取得講習会開催要領

令和4年5月30日

1 開催目的

作業機付トラクター等の公道走行が農機整備を条件とする規制緩和により、車両保管庫から圃場あるいは圃場間移動等で公道走行が可能になり生産性の向上が期待される。

しかし、トラクター単体または農作業機を装着した状態の機体寸法が基準を超過した場合の公道走行には大型特殊免許が必要となった。

このため、JAグループ大分は大分県等と協力し、大型特殊自動車免許(農耕用限定)の取得拡大を図るため、講習会並びに検定試験を開催し、受検を支援する。

2 主催等

主催：JAグループ大分(事務局：JA大分中央会県域担い手サポートセンター)

協力等：大分県(地域農業振興課(安全農業班)、大分県立農業大学校)、
大分県農作業安全推進協議会

3 令和4年度講習会並びに検定試験

(1) 実施日程

講習会：7月27日(水)～29日(金)、8月1日(月)～3日(水)の6日間

講習時間：1班 9:00～12:00 の 3時間 × 6日間

2班 13:30～16:30 の 3時間 × 6日間

検定試験：8月4日(木) 9:00～15:30 (予定)

(2) 募集定員

募集定員：1班 11名 2班 11名 計 22名

(3) 会場

講習会・検定試験：大分県立農業大学校 機械化センター(豊後大野市三重町赤嶺)

4 経費

(1) 講習会参加料

開催にかかる次の経費について実費を現金で講習初日に事務局が徴収する。

内訳 外部講師謝礼、傷害保険料、事務費(衛生対策費等)の経費を受講者が負担。

参加料については、受講生として決定した者に別途通知する。

【参考見込み 約7,500円程度見込み】

(2) 検定料

受検に係る経費2,600円は、講習初日に講習会参加料と合わせて事務局が代理受領し、県警へ納入する。

5 講師・事務局

(1) 講習会講師

外部講師 神田 昇一 氏(予定)

全農県本部 川上 高生 氏 竹内 睦夫 氏 松藤 憲一 氏(予定)

(2) 事務局

JA大分中央会 担い手支援部(県域担い手サポートセンター)

(3) その他

開催支援を大分県立農業大学校、大分県農林水産部地域農業振興課に要請する。

6 受講者の募集

(1) 募集の広報

受講者の募集は、J A大分中央会が県内の農業協同組合、市町村、県振興局等を通じて行うほか、関係機関と連携しホームページ等可能な広報手段をもって行う。

(2) 受講者要件

受講を希望する者は、以下のすべての条件を満たすことを要件とする。

- ① **昭和32年(1957年)4月1日以降の出生**であること
- ② 現に、運転免許を所持し、免許証記載住所地(裏書き可)が大分県内であること
- ③ **J Aの組合員**であること(所属組織に確認をします。)
- ④ 大型農業機械(トラクター等)の所有者または所有法人の構成員・オペレーターであること(新規就農等のための機械取得見込みも含む)
- ⑤ 専業農家であること(ただし、法人の構成員・オペレーターはこの限りでない)
- ⑥ 1経営体(個人・法人を問わない)あたり1名までの申込であること
- ⑦ J Aグループ大分並びに大分県立農業大学校が主催する同種の講習会の受講経験がないこと
- ⑧ 検定試験日に実施される**適性試験の基準を満たしていること**(視力：両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上、聴力：日常会話を問題なく聞き取れる等(大型免許保有者はその条件による))

7 受講者の決定手続き

(1) 受講申込書の提出

受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、**令和4年6月21日(火)【必着】**までに、事務局に**郵送またはFAXで提出**する。

提出先 J A大分中央会 県域担い手サポートセンター
〒870-8635 大分市古国府六丁目4番1号
FAX 097-538-7125 (TEL 097-574-8971)

(2) 受講候補者の確認

事務局は、提出があった受講申込書で、6(2)の要件を満たすことを確認し、要件を満たす者を受講候補者とする。

(3) 受講者の決定

- ① 受講候補者の数が**募集定員以内**である場合は、**全員を受講者**とし、事務局が班編成を行い受講者の決定を行う。
- ② 受講候補者の数が**募集定員を超える**場合には、事務局が**抽選**を行い、定員数を受講者とし、班の配分を行い受講者の決定を行う。
- ③ 決定に漏れた受講候補者は、順位付けを行い、受講者の辞退があった場合に、順次補填する。
- ④ 受講候補者が定員に満たない場合、6(2)の要件のうち、④、⑤のみを満たさない者や関係機関が受講生として推薦する者を、関係機関の協議により選定することがある。

(4) 受講者への通知

受講者が決定後速やかに、受講者本人及び関係J Aに通知する。受講者本人には、受講に必要な準備等に関する資料(参加料の額の通知含む)を郵送する。

8 その他

- (1) 開催にあたり必要となる大分県、大分県立農業大学校、大分県警察本部、講師等との契約並びに申請手続等については、事務局(J A大分中央会)が別途行う。
- (2) 事務局は、講習会並びに検定試験中の受講者、講師等の人身事故等が発生した場合に備え、傷害保険に加入することとする。加入する傷害保険は、共栄火災の「行事参加者傷害保険(死亡400万円、入院保険金日額2,000円、通院保険金日額1,000円)」とし、その支払保険料は受講者からの参加料を充当する。
- (3) 講習会において、受講者が講習会会場の施設設備備品等を破損させた場合には、起因者が賠償の責を負うものとする。
- (4) 前記のほか事故発生時における責任の所在及び処理については、契約によるもののほか関係機関と協議の上決定する。
- (5) 講習会の実施にあたり受講希望者から取得した個人情報、受講者の選考、出張検定の受検手続きのみに利用し、適切かつ厳重に管理を行う。
- (6) その他、疑義が生じた場合は大分県等関係機関と協議の上決定する。

以 上